

平成 27 年第 2 回大仙市議会臨時会会議録第 1 号

平成 27 年 4 月 27 日（月曜日）

議 事 日 程 第 1 号

平成 27 年 4 月 27 日（月曜日）午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定（1 日間）

第 3 議長報告・例月現金出納検査結果

第 4 報告第 1 号 専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）

（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第 5 報告第 2 号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第 6 報告第 3 号 専決処分報告について（平成 26 年度大仙市一般会計補正予算（第 14 号））

（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第 7 議案第 70 号 平成 27 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 号）

（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

出席議員（27 人）

1 番 富岡喜芳	2 番 秩父博樹	3 番 細谷洋造
4 番 佐藤隆盛	5 番 後藤健	6 番 佐藤育男
7 番 石塚柏	8 番 藤田和久	9 番 佐藤文子
10 番 小山緑郎	11 番 茂木隆	12 番 佐藤芳雄
13 番 古谷武美	14 番 武田隆	15 番 金谷道男
16 番 高橋幸晴	17 番 大野忠夫	18 番 小松栄治
19 番 渡邊秀俊	21 番 児玉裕一	22 番 高橋敏英

23番 千葉 健	24番 大山 利吉	25番 本間 輝男
26番 鎌田 正	27番 橋本 五郎	28番 橋村 誠

欠席議員（1人） 20番 佐藤 清吉

遅刻議員（0人）

早退議員（1人） 17番 大野 忠夫

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	老 松 博 行	教 育 長	三 浦 憲 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	佐 藤 芳 彦
企 画 部 長	小 松 英 昭	市 民 部 長	高 階 仁
健康福祉部長	小野地 淳 司	農林商工部長	今 野 功 成
建 設 部 長	朝 田 司	上下水道部長	岩 谷 友一郎
病 院 事 務 長	柴 田 敬 史	教育指導部長	千 田 寿 彦
生涯学習部長	山 谷 喜 元	次長兼総務課長	伊 藤 義 之

議会事務局職員出席者

局 長	木 村 喜代美	次 長	伊 藤 雅 裕
副 主 幹	齋 藤 孝 文	副 主 幹	富 樫 康 隆
主 査	佐 藤 和 人		

午前10時00分 開 会

○議長（橋村 誠） おはようございます。

これより平成27年第2回大仙市議会臨時会を開会いたします。

市長から招集の挨拶があります。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） おはようございます。

本日、平成27年第2回大仙市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にお

かれましては、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次臨時会において、ご審議をお願いいたします案件は、専決処分報告 3 件、補正予算案 1 件の合計 4 件であります。

今次臨時会につきましては、4 月 1 日に設立されました新会社「花火創造企業」が運営する、花火製造工場の建設用地の造成にかかわる実施設計の経費の補正をお願いするため、招集させていただいたものであります。

この花火製造工場の建設事業につきましては、現在、土地の現況測量を実施しておりますが、平成 28 年度中に操業を開始するためには、年内に造成工事に着手する必要がある、早急に実施設計に取りかかりたいと考えております。

このほか、昨年度も実施しております、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給経費などにつきましても、あわせて予算の補正をお願いするものであります。

また、今般の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が 3 月 31 日に公布され、一部を除き、翌 4 月 1 日から施行されたことなどに伴い、大仙市税条例等の一部を改正する条例及び大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、3 月 31 日付けで専決処分をさせていただいております。

同じく、平成 26 年度予算につきましても、各種譲与税や交付金及び地方交付税が確定したことに伴い、財政調整基金及び公共施設修繕引当基金への積み立てにかかわる補正予算などを、同日付けで専決処分させていただいております。

なお、財政調整基金につきましては、今回 2 億円を積み立てしており、平成 27 年度当初予算に計上しております 1 億円の積み立てを合わせまして、残高が 30 億 5,000 万円となります。

これによりまして、目標としておりました標準財政規模の 10% に当たる 30 億円を確保することができました。

あわせてご報告し、ご承認をお願いするものであります。

各案件につきましては、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

【栗林市長 降壇】

午前 10 時 04 分 開 議

○議長（橋村 誠） これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、20番佐藤清吉君であります。

○議長（橋村 誠） 本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長（橋村 誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において17番大野忠夫君、18番小松栄治君、19番渡邊秀俊君を指名いたします。

○議長（橋村 誠） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されましたので、別添お手元に配付のとおり報告をいたします。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第4、報告第1号から日程第7、議案第70号までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤総務部長。

【佐藤総務部長 登壇】

○総務部長（佐藤芳彦） 資料No. 1の議案書をご覧願いたいと思います。

1ページから22ページになります。

報告第1号、大仙市税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、一部を除き、翌4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、大仙市税条例等の一部を改正することにつきまして、平成27年3月31

日付けで専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定によりまして、これを議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

内容につきまして、ご説明いたします。

はじめに、市民税の関係であります。住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）につきましては、今般、制度が延長され、対象となる居住年の期限を２年延長し、平成３１年までとするものであります。

次に、寄附金特例税額控除、いわゆるふるさと納税につきましては、確定申告が不要な給与所得者が寄附をする際、あわせて申告特例の手続を行うことにより、当該寄附金にかかわる確定申告をすることなく、税の控除を受けることができることとするものでございます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設に伴うものであります。

このほか、法人市民税均等割の適用区分である資本金等の額の算定にかかわる所要の規定の整理を、地方税法と同様に行うものでございます。

固定資産税の関係であります。

サービス付き高齢者向け賃貸住宅等の固定資産税につきましては、現在、地方税法の規定によりまして税額を軽減する措置が講じられております。国が一律に定める税率を地方自治体が条例で定めることとする地域決定型地方税制特例制度、通称、わがまち特例制度におきまして、今般、これらの施設が対象施設に加えられております。

これに伴いまして、当該対象施設の固定資産税の軽減措置につきまして、新たに条例規定するものでありますが、軽減割合につきましては、現在の基準を参酌し、同様の軽減割合とするものであります。

次に、宅地等に課税する固定資産税につきましては、平成２７年度の固定資産の評価替えに伴い、評価替えの翌２年度であります２８年度及び２９年度におきまして、地価が下落した際、必要と認める場合は、平成２７年度の基準価格を修正して課税標準とすることができることとする、現行の特例措置を継続するものであります。

同じく、土地に課税する固定資産税並びに一定の面積を超える土地に課税する特別土地保有税の課税の特例措置につきましても、平成２９年度まで、その期間を３年間延長するものであります。

次に、軽自動車税の関係であります。

軽自動車税につきましては、昨年度の条例改正におきまして、平成２７年度分の軽自

自動車税から新税率を適用することとしておりましたが、このうち、平成２７年度に新車登録をする軽自動車であって、一定の環境性能を有するものにつきましては、平成２８年度分の軽自動車税に限り、税額を４分の３から４分の１までの範囲で軽減する措置、いわゆるグリーン化特例を講ずるものでございます。

このほか、原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等につきましては、新税率の適用を１年延長し、平成２８年度分の軽自動車税から適用することとするものであります。

次に、市たばこ税の関係であります。

市たばこ税につきましては、現在実施しております、紙巻きたばこ３級品（エコー、わかば、ゴールデンバット等）の税率を軽減する特例措置につきまして、平成３０年度をもって廃止するものであります。

この特例措置の廃止に当たっては、廃止までの各年度において、税率を段階的に引き上げる措置を講ずるものでありますが、小売販売業者等に対しましては、税率の引き上げ段階ごとに、手持品課税を行うものでございます。

このほか、今般の税制改正に伴い、地方税法に定められておりました徴収猶予等に関する規定につきましては、各自治体の条例に、その手続、期間等に関する規定が条例委任されておりますので、現在の地方税法等の規定を参酌して、同様の規定を整備するものでございます。

これらの改正は、経過措置を設けた上で、一部を除き、平成２７年４月１日から施行するものであります。

２３ページから２５ページをお願いいたします。

次に、報告第２号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましても、ただいまご説明しました税条例と同様に、国民健康法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成２７年４月１日から施行されたことに伴い、同様に専決処分させていただいたものであります。

改正内容であります、１つ目としましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行うものでございます。基礎課税限度額につきましては１万円増の５２万円に、後期高齢者支援金等課税限度額につきましては１万円増の１７万円に、介護納付金課税限度額につきましては２万円増の１６万円に、それぞれ限度額を改定するものであります。

２つ目として、国民健康保険税の軽減措置の拡充でございます。税額を減額する場合

における、所得の算定基準額の見直しを行うものであります。

5 割減額世帯の所得の算定に当たっては、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「24万5千円」を「26万円」に、2割減額世帯に当たっては、同様に「45万円」を「47万円」に、それぞれ引き上げて所得の算定を行うものであります。

このほかといたしまして、平成25年度に改正しました国民健康保険条例の未施行部分の施行期日を改める所要の改正を行い、平成27年4月1日に施行するものでございます。

続きまして、補正予算の関係でございます。

お手元の資料No. 2になります。大仙市補正予算〔3月専決〕をお願いいたします。

1 ページになります。

報告第3号、専決第13号、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第14号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、地方自治法の規定に基づき、平成27年3月31日付けで専決処分を行いましたので、これを議会に報告し、承認をお願いするものであります。

内容としましては、各種譲与税や交付金などの確定のほか、基金積立金などにつきまして補正を行ったものであります。

歳入歳出の予算の総額にそれぞれ2億200万5千円を追加し、補正後の予算総額を503億7,671万円としたものでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

8 ページをお願い申し上げます。

2 款 地方譲与税は、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税として合わせて2,834万9千円の減額補正。

3 款 利子割交付金は、76万円の減額補正。

4 款 配当割交付金は、2,038万9千円の補正。

5 款 株式等譲渡所得割交付金は、1,316万7千円の補正。

6 款 地方消費税交付金は、2,081万3千円の補正。

7 款 ゴルフ場利用税交付金は、190万4千円の補正。

8 款 自動車取得税交付金は、17万6千円の減額補正。

10 ページになります。

9 款地方特例交付金は、1 5 5 万 7 千円の補正。

1 0 款地方交付税は、普通交付税と特別交付税、合わせて 6 , 4 8 0 万 6 千円の補正であります。

1 1 款交通安全対策特別交付金は、6 2 万 7 千円の減額補正。

寄附金は、1 3 万 6 千円の補正。

1 9 款繰越金は、前年度繰越金として 8 , 4 1 4 万 5 千円の補正。

2 1 款市債は、障がい者施設整備事業債として 2 , 5 0 0 万円の補正であります。
歳出の関係であります。

1 2 ページをお願いいたします。

2 款総務費は、2 億 5 , 0 1 0 万円の補正であります。

内容としましては、財政調整基金積立金は、積み増し分として 2 億円の補正、地域振興基金積立金は、寄附採納に伴う積立金として 1 0 万円の補正、公共施設修繕引当基金積立金は、積み増し分として 5 , 0 0 0 万円の補正であります。

3 款民生費は、1 万円の補正であります。

内容としましては、地域福祉振興基金積立金は、豊成中学校生徒会からの寄附金の積み立てでございます。1 万円の補正であります。障がい者施設整備事業費補助金と復興支援事業費は、それぞれ財源振替でございます。

1 4 ページをお願いいたします。

1 2 款公債費は、長期債利子償還金として利子の確定に伴い、4 , 8 1 0 万 5 千円の減額補正でございます。

続きまして、平成 2 7 年度の補正予算であります。

お手元の資料 N o . 3 になります。大仙市補正予算〔4 月補正〕をお願いいたします。

1 ページになります。

議案第 7 0 号、平成 2 7 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、昨年度に引き続き支給されます臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金にかかわる経費、花火産業構想にかかわる花火工場建設地の土地造成にかかわる実施設計経費などにつきまして、補正をお願いするものであります。

歳入歳出の予算の総額にそれぞれ 1 億 8 , 6 3 3 万 4 千円を追加し、補正後の予算総額を 4 5 3 億 3 , 4 7 3 万 4 千円とするものであります。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

歳入の関係でございます。

14 款国庫支出金は、臨時福祉給付金支給事業費補助金、子育て世帯臨時特例給付金
給付事業費補助金として、合わせて1 億7, 708 万9 千円の補正。

19 款繰越金は、前年度繰越金として9 24 万5 千円の補正であります。

次に、歳出の関係です。

3 款民生費は、1 億7, 708 万9 千円の補正でございます。臨時福祉給付金支給事
業費は、昨年度に引き続き実施するものでありますが、今年度は支給対象者1 人につき
6 千円の支給でございます。

また、子育て世帯臨時特例給付金支給事業費につきましては、子育て世帯に対しまし
て対象児童1 人につき3 千円を、昨年度に引き続き実施するための経費でございます。

8 ページになります。

4 款衛生費は、廃棄物処理管理経費としまして4 47 万1 千円の補正であります。

内容としましては、現在休止しております大曲地域の一般廃棄物最終処分場におきま
して、回転円盤装置の破損が発見されまして2 基のうち1 基が停止している状態であり
ます。1 基だけの運転では、処分場からの放流水の水質悪化につながる恐れや設備に負
荷がかかり故障する恐れがあるため、早期の整備のために補正をお願いするものでござ
います。

7 款商工費は、花火産業構想推進事業費として4 77 万4 千円の補正であります。

株式会社花火創造企業が新たに建設する花火工場用地について、市が実施する造成工
事に年内に着手したいことから、これにかかわります実施設計経費につきまして補正を
お願いするものでございます。

以上、条例及び補正予算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、
ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

【佐藤総務部長 降壇】

○議長（橋村 誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告第１号から議案第７０号までの４件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（橋村 誠） この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。再開時刻は後程ご連絡いたします。

午前１０時２２分 休 憩

.....

午後 １時１９分 再 開

○議長（橋村 誠） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（橋村 誠） 日程第４、報告第１号から日程第６、報告第３号までの３件を一括して再び議題といたします。

本３件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務民生常任委員長１５番金谷道男君。

（「議長、１５番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、１５番。

【１５番 金谷道男議員 登壇】

○総務民生常任委員長（金谷道男） ご報告いたします。

当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、関係部長等の出席を求め慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告いたします。

はじめに、報告第１号「専決処分報告（大仙市税条例等の一部を改正する条例）」については、当局の説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、承認すべきものと決した次第であります。

次に、報告第２号「専決処分報告（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」については、当局の説明に対し、質疑において「基礎課税限度額の引き上げを行うことにより、最高限度額を適用される対象世帯数並びに５割軽減と２割軽減の対象となる世帯数の見込みはどうか。」との質問には、「最高限度額に適用される世帯数は２１９世帯で実人員数は６８７人、また、軽減措置が適用される世帯数は１５０世帯

で実人数は３２２人を見込んでいる。」との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもちまして、承認すべきものと決した次第であります。

次に、報告第３号「専決処分報告（平成２６年度大仙市一般会計補正予算（第１４号））」については、当局の補正内容の説明に対し、質疑において「公共施設修繕引当基金積立金を５，０００万円追加しての積み立ては大変よいことであるが、３億円をめぐにするという説明があるが、金額についてはこの程度でよいのか。」との質問には、「これまで年間５，０００万円、繰越金の５％を目標に積み立てをしてきている。６年後には、大曲市民会館、中仙ドンパル、協和和ピア、仙北ふれあい文化センターなどの大修繕も計画されている。３億円を計画していたが、今後は各年度の決算状況を考慮しながら、それを維持できるように考えている。」との答弁がありました。

さらに委員からは、「各支所も傷んできている。修繕はかなりの金額になり、一般会計も影響を受けると予想されるので、公共施設のあり方、今後の配置も十二分に議会でも検討していかなければならないと思っている。地域の声と称して、要望どおりにいくというのは大変と思われるが、どのように考えているのか。」との質問には、「公共施設の見直し計画は２年間での現状分析をしているので、今後も計画がまとまり次第、所管事務調査等で説明していきたい。公共施設は管理計画のもとに個別計画を立てて、地域の声やパブリックコメント等もいただきながら、議会とも協議してまいりたい。財源も必要になり、引当基金も不足が予想されるので、今後は財政計画においても検討しながら、公共施設の長寿命化ができるように努めてまいりたい。」との答弁がありました。

また別の委員からは、「特別交付税は災害があった場合や除雪経費に交付されると聞いていたが、各市町村において大きな違いがあるものなのか。」との質問には、「特別交付税は、基礎数値に基づいたルール分とそれ以外が交付されている。ルールに基づくものが約３割で、各市町村の財政事情に応じたルール外が約７割交付されている現状である。その内容については公表されていないが、２２年度から伸びているのは除雪経費の増加によるものと思われる。しかし、今年度は雪が少なかったにもかかわらず交付額が多くなっているのは、除雪経費以外の様々な大仙市の施策を国が判断していただいたと思っている。また、高齢者世帯の雪下ろし経費については、ルール分で算定されているが、市の独自事業については国に引き続き要望してまいりたい。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、承認すべきものと決した次

第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【１５番 金谷道男議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、企画産業常任委員長１６番高橋幸晴君。

（「１６番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

【１６番 高橋幸晴議員 登壇】

○企画産業常任委員長（高橋幸晴） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第３号「平成２６年度大仙市一般会計補正予算（第１４号）の専決処分報告」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「地域振興基金積立金の平成２６年度末現在基金残高、約４０億円の使い道について伺いたい。」との質疑に対し、「この基金は、ソフト事業関連に平成２７年度から取り崩して使っていくこととしており、今年度は約２億円弱を地域振興事業費等に充てている。」との答弁がありました。

当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【１６番 高橋幸晴議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、教育福祉常任委員長１０番小山緑郎君。

（「議長、１０番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

【 1 0 番 小山緑郎議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（小山緑郎） 休憩前の本会議において当委員会に審査付託となりました事件につきまして委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

同じく報告第 3 号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は承認すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【 1 0 番 小山緑郎議員 降壇】

○議長（橋村 誠） これより、ただいま議題となっております案件中、報告第 1 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 討論なしと認めます。

これより報告第 1 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

次に、報告第 2 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 討論なしと認めます。

これより報告第 2 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

次に、報告第 3 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 討論なしと認めます。

これより報告第３号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第７、議案第７０号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務民生常任委員長１５番金谷道男君。

（「はい、１５番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

【１５番 金谷道男議員 登壇】

○総務民生常任委員長（金谷道男） ご報告いたします。

議案第７０号「平成２７年度大仙市一般会計補正予算（第１号）」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において「回転円盤装置の軸受けの経年劣化によるものとの説明であるが、目で見えてわかるような点検であったのか。」との質問には、「３月１９日に定期的な保守点検をしており、その際に異音が確認された。これにつき状況を確認したが、摩耗部分については減り具合、軸については、部分的に隙間もあることから水平がとれていなかった。」との答弁がありました。

さらに委員から「日常点検ではわからないような構造になっているのか。」との質問には、「日常の点検も実施しており、目視でも行っているが、全く音が出ないわけではなく、通常点検者の感覚に任されているところもある。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【 1 5 番 金谷道男議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、企画産業常任委員長 1 6 番高橋幸晴君。

（「1 6 番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

【 1 6 番 高橋幸晴議員 登壇】

○企画産業常任委員長（高橋幸晴） ご報告いたします。

同じく議案第 7 0 号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する補正予算につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「花火産業構想推進事業費について、本臨時会に上程された花火工場用地の造成にかかわる実施設計費の補正予算と、この後のスケジュールにある造成工事費の補正を 7 月頃をお願いしたいとのことであるが、造成後、花火工場の建設に対しても市として補助していくのか。」との質疑に対し、「平成 2 7 年 3 月定例会において、地方創生先行型予算で、事務所棟に対し 5 0 0 万円の支援を行う追加の補正予算を可決いただいている。このほか雇用に対する助成などは考えているが、花火工場に対する建設補助は現在のところ考えていない。」との答弁がありました。

当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【 1 6 番 高橋幸晴議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、教育福祉常任委員長 1 0 番小山緑郎君。

（「はい、議長、1 0 番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、1 0 番。

【 1 0 番 小山緑郎議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（小山緑郎） ご報告いたします。

同じく議案第 7 0 号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、委員から「2 つの給付金を同時に受給可能

か。」との質疑があり、当局からは「要件を満たせば可能である。」との答弁がありました。

このほか、２、３の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【１０番 小山緑郎議員 降壇】

○議長（橋村 誠） これより、議案第７０号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 討論なしと認めます。

これより議案第７０号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋村 誠） 以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成２７年第２回大仙市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後 １時３６分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

